

資料 2

用瀬地域振興会議資料	
令和5年2月9日	
担当課	市民生活部 地域振興課
連絡先	0857-30-8172

鳥取市過疎地域持続的発展計画の取り組み状況について

「鳥取市過疎地域持続的発展計画」に定めるとおり、計画の取り組み状況について報告いたします。

1. 概要

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、当市は令和3年9月に「鳥取市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）」を策定いたしました。計画中「1 基本的な事項」「(6) 計画の達成状況の評価に関する事項」に「計画の達成状況の評価について、毎年度、取り組み状況を各過疎地域の地域振興会議において報告を行い、次年度以降の取り組みを検討します。」とあることから、計画の取り組み状況についてご報告いたします。

2. 計画事業及び取り組み状況

別紙のとおり。

以上

鳥取市過疎地域持続的発展計画

(単位：千円)

No.	持続的発展施策区分	事業名（施設名）		事業内容	事業主体	備考 (対象地域)	担当課	事業内容詳細	評価	コメント
1	産業の振興	経営近代化施設	農業	用瀬町美成地区用水樋門改修工事	市	用瀬	農村整備課	測量設計業務 スライドゲート更新	1 完了	計画通り、令和3年度に完了した。
2	産業の振興	観光又はレクリエーション		中山間地域魅力ある民泊推進事業	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	地域振興課	中山間地域において、特色ある宿泊事業に地域ぐるみで取り組み、民泊等施設を新規に運営する者又は既に運営している者で利用拡大を目指す者に対し、民泊等施設の整備を中心に補助を行う。	3 継続(計画通り)	計画通り、民泊の取り組みを支援することで、魅力ある地域づくりを推進している。
3	産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業		輝く中山間地域創出事業	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	地域振興課	以下の事業に対して補助する。 地域住民や団体等が創意工夫を凝らして中山間地域の活性化のために策定した計画に基づいて展開する事業（ソフト） 過去に本事業による補助を受けた事業で、取組を発展・継続していくために新たに展開する事業を含む。 ただし、当該事業年次を含めて3年次を限度とする。	3 継続(計画通り)	計画通り、各地域独自の事業やむらとまの交流を支援することで、地域の活性化を推進している。
4	情報化	電気通信施設等情報化施設	有線テレビジョン放送施設	超高速情報通信基盤整備事業	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	情報政策課	CATV網のFTTH化(光化)	3 継続(計画通り)	計画通り、令和8年度に整備が完了する予定。
5	情報化	過疎地域持続的発展特別事業		地域内情報伝達設備支援事業	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	協働推進課	鳥取市自治連合会加盟の町内会を対象に、8割以上の世帯が情報伝達設備の整備を希望する町内会に対して、一部補助をするもの。	3 継続(計画通り)	計画通り、令和5年3月末で事業を完了予定。地域コミュニティ活動を円滑に行うために、町内会等が主体的に取り組む情報通信設備の整備を支援することにより、地域福祉及び地域連携の強化を図る。
6	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	道路	屋住佐治線 落石防護	市	用瀬・佐治	道路課	市道の落石防護	3 継続(計画通り)	計画通り、令和5年度に整備が完成する予定。
7	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう	金屋10号線（金屋橋）	市	用瀬	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和7年度に整備が完成する予定。
8	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう	古用瀬家奥5号線（古用瀬橋）	市	用瀬	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和6年度に整備が完成する予定。
9	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう	下古用瀬1号線（三角橋）	市	用瀬	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和7年度に整備が完成する予定。
10	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう	下古用瀬別府線（中河原橋）	市	用瀬	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和7年度に整備が完成する予定。
11	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう	赤波10号線（中橋）	市	用瀬	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和7年度に整備が完成する予定。
12	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう	用瀬3号線（無名橋0059号-2）橋梁補修	市	用瀬	道路課	橋梁修繕	2 継続(前倒し・拡充)	令和4年度に前倒し。
13	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう	別府11号線（別府橋）橋梁補修	市	用瀬	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和7年度に整備が完成する予定。
14	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう	山口4号線（無名橋0156号-5）橋梁補修	市	用瀬	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和7年度に整備が完成する予定。
15	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう	屋住段1号線（段橋）橋梁補修	市	用瀬	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和7年度に整備が完成する予定。
16	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう	屋住小畑1号線（小畑橋）橋梁補修	市	用瀬	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和7年度に整備が完成する予定。
17	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう	江波1号線（一の谷橋）橋梁補修	市	用瀬	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和7年度に整備が完成する予定。
18	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう	工業団地線（日の出橋）橋梁補修	市	用瀬	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和7年度に整備が完成する予定。
19	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう	用瀬別府線（中橋）橋梁撤去	市	用瀬	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和5年度に整備が完成する予定。
20	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう	用瀬3号線（無名橋0059号-1）橋梁補修	市	用瀬	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和6年度に整備が完成する予定。
21	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう	古用瀬川中線（無名橋0107号-1）橋梁補修	市	用瀬	道路課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和6年度に整備が完成する予定。
22	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	市町村道	橋りょう	岡1号線（青滑橋）橋梁補修	市	用瀬	道路課	橋梁修繕	4 継続(遅延・縮小)	令和6年度に整備が完成する予定。
23	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	その他		道路台帳修正業務	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	道路課	道路台帳の修正業務	3 継続(計画通り)	計画通り、令和4年度に整備が完成する予定。
24	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	林道		森林環境保全整備事業（山村強靱化林道整備事業）森林基幹道（竜山線）整備事業	県	用瀬	林務水産課	鳥取市用瀬町江波地区と智頭町中田地区間にある森林の整備のための森林基幹林道の整備事業（県営事業 鳥取市区間 第1域計画L=9,092m、第2期計画L=10,258m）	3 継続(計画通り)	計画通り、継続して整備する予定。
25	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	林道		林道セバ谷線（橋梁 1号基、2号基、3号基）橋梁補修	市	用瀬	林務水産課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和4年度調査・補修設計実施。
26	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	林道		林道中津美線（4号基中津美第4号橋）橋梁補修	市	用瀬	林務水産課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和4年度調査・補修設計実施。
27	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	林道		林道板井原杉森線（1号基）橋梁補修	市	用瀬	林務水産課	橋梁修繕	3 継続(計画通り)	計画通り、令和4年度調査・補修設計実施。
28	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業		交通空白地有償運送支援事業	市	福部・河原・用瀬・佐治	交通政策課	本地域内において住民などが主体となって取り組む交通空白地有償運送に係る経費支援	3 継続(計画通り)	計画通り。

鳥取市過疎地域持続的発展計画

(単位：千円)

No.	持続的発展施策区分	事業名（施設名）			事業内容	事業主体	備考 (対象地域)	担当課	事業内容詳細	評価	コメント
29	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業			地方バス路線維持対策事業	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	交通政策課	本地域内を運行する民間路線バスに係る経費支援	3 継続(計画通り)	計画通り。
30	交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業			市有償運送事業	市	河原・用瀬・佐治・青谷	交通政策課	本地域内において交通空白地有償運送を実施	3 継続(計画通り)	計画通り。
31	生活環境の整備	水道施設	上水道		地域水道整備事業	水道局	用瀬・佐治・青谷	水道局経営企画課	地域水道整備	3 継続(計画通り)	計画通りに、佐治町余戸地域の整備が令和5年度に完了する予定。用瀬町用瀬地域は計画を前倒しし、令和5年度に整備が完了する予定。
32	生活環境の整備	廃棄物処理施設	ごみ処理施設		焼却工場棟	広域	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	廃棄物対策課	鳥取県東部広域行政管理組合を構成する1市4町の広域焼却施設の建設 ○炉形式：連続運転式ストーカ燃焼炉（発電設備付） ○施設規模：240㎡（120㎡/日*2炉）	1 完了	令和5年4月1日、鳥取市河原町において、鳥取県東部広域行政管理組合が所管する「リンピアいなば一般廃棄物焼却施設」が本稼働する予定。
33	生活環境の整備	消防施設	消防ポンプ自動車購入事業(3台)		消防ポンプ自動車購入事業	市	河原・用瀬・青谷	危機管理課	消防ポンプ自動車更新	3 継続(計画通り)	計画通り、老朽化した消防ポンプ自動車(2台)、小型動力消防ポンプ(1台)の更新を行い、地域の消防力の向上を図った。
34	生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業			地域防災力強化事業	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	危機管理課	地区毎の自主防災組織で整備する「避難所運営に必要な防災資機材」等購入を支援、また「小型可搬式ポンプ」の新規購入や更新を支援	3 継続(計画通り)	計画通り、令和3～4年度のサンセット事業として自主防災会連絡協議会（組織）に対して、避難所運営のための資機材等の購入費補助を行った。（R3:4組織 R4:5組織） また、計画通り、小型可搬式ポンプ整備補助を行った。（2組織）
35	生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業			地域コミュニティ除雪活動支援事業	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	協働推進課	大雪時に、町内会等が自主的に取り組む除雪活動を支援する。 ＜発動条件＞ 鳥取市(北部または南部)に大雪注意報が発表されたとき ＜補助対象経費＞ 町内会等が自主的に行う除雪活動にかかる経費(燃料費、除雪用具費、除雪委託料など) ＜補助率等＞ 補助率 4分の3 補助限度額 5万円	3 継続(計画通り)	町内会等が行う除雪活動に対する負担は、大雪によって増大し、地域コミュニティの維持に大きな影響を及ぼす。生活に欠かせない道路除雪活動にかかる経費を支援することにより、地域コミュニティの維持と協働除雪による市民生活の安全・安心を確保する一助となった。
36	子育て環境の確保、高齢者等の確保保健・福祉の向上及び増進	市町村保健センター及び母子健康センター			用瀬地区保健センター給湯設備更新事業	市	用瀬	健康・子育て推進課	用瀬保健センター給湯設備更新・屋上防水改修事業	1 完了	令和3年度に事業が完了した。
37	子育て環境の確保、高齢者等の確保保健・福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業			買い物福祉サービス支援事業	市	用瀬・佐治	地域振興課	買い物福祉サービス事業委託料 移動販売事業者による、 ①移動販売事業と連携して要見守り世帯の定期訪問の実施 ②困りごと等を聞き取り、必要な生活サービス(福祉)の推進	3 継続(計画通り)	計画通り、移動販売と見守りを組み合わせた買い物福祉サービスの取り組みを支援することで、安心安全に暮らすことができる地域づくりを推進している。
38	教育の振興	学校教育関連施設	統合関連施設	その他	市立小学校小型除雪機整備	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	教育総務課	鳥取市立小学校に配置している小型除雪機のうち、使用・修繕が困難となったものを更新するもの。	3 継続(計画通り)	故障したものから優先的に更新していく。
39	教育の振興	集会施設・体育施設等	公民館		大村地区公民館空調設備更新事業	市	用瀬	協働推進課	大村地区公民館空調設備更新	3 継続(計画通り)	1・2階研修室の空調設備の更新。
40	教育の振興	集会施設・体育施設等	集会施設		用瀬町民会館空調設備整備事業	市	用瀬	生涯学習・スポーツ課	用瀬町民会館の空調設備を再整備するもの	3 継続(計画通り)	計画通り、令和5年度に整備が完成する予定。
41	教育の振興	集会施設・体育施設等	その他		鳥取市歴史民俗資料館(用瀬)改修事業	市	用瀬	文化財課	鳥取市歴史民俗資料館3館のうち用瀬郷土歴史館の改修・機能向上を図る。	4 継続(遅延・縮小)	令和5年度～10年度にかけて、重要文化財仁風閣の改修に伴う資料収蔵庫として使用するため、改修は11年度以降に検討することとした。
42	教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業			遠距離等通学費補助金	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	学校保健給食課	遠距離等の要因で、バス等で通学する児童生徒の保護者に対して、通学費の補助を行う	3 継続(計画通り)	引き続き、該当保護者の経済的負担の軽減を図っていく。
43	教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業			小学校・中学校における少人数学級実施事業	県	河原・用瀬・佐治・青谷	学校教育課	本県では、小学校3～6年生を対象に35人学級を実施、中学校2・3年生を対象に35人学級を実施している。この少人数学級を実施するために加配教員を県に協力金(200万円/1教員)を拠出する形で実現している。	3 継続(計画通り)	児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導により、基本的な生活習慣の習得や不登校等の未然防止、基礎学力の定着などが図られている。今後も引き続き事業を継続することで、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな対応を行っていく。
44	集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業			地域振興会議	市	福部・河原・用瀬・佐治・青谷	地域振興課	8地域の地域振興会議を概ね年6回開催する。 8地域の地域振興会議の情報交換及び先進地視察等研修の実施のため、また本市の一体的な発展を目指す立場で市長と意見交換を行うため、会長会を年2回開催する。(8月、2月)	3 継続(計画通り)	計画通り、地域振興会議を設置し、本市の一体的な発展に資する新市域の振興を図っている。